7　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　銀行が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　銀行が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

8　事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

別紙様式第九号の一の二の⑵の表記載上の注意２中「取締役」を「取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」に、「第121条第３号ロ」を「第121条第４号ロ」に、「同条第４号」を「同条第５号」に改め、同記載上の注意５及び７中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式２の⑵の次に次のように加える。

⑶　責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第１項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第九号の一の三の記載上の注意中「⑷及び⑸」を「⑶及び⑷」に改め、同様式３の⑴の表記載上の注意１中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第７号」を「同令第121条第８号」に改め、同記載上の注意３を次のように改める。

3　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知つているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　銀行の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　銀行又は銀行の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第九号の一の三の⑵の表記載上の注意１中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意１中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第九号の一の三の⑶を削り、同様式３の⑷の表記載上の注意２中「第124条第６号ロ」を「第124条第５号ロ」に、「同条第７号」を「同条第６号」に改め、同記載上の注意５を次のように改める。

5　「銀行の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において会社役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であつた期間に受けたものに限る。）。

①　銀行に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該銀行を除く。）

②　銀行に親会社等がない場合　銀行の子会社又は子法人等

別紙様式第九号の一の三中⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同様式５の⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第九号の一の六の⑴の表記載上の注意３中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が会社法第399条第１項の同意をした理由

別紙様式第九号の一の八の記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に、「概要」を「概要及び当該体制の運用状況の概要」に改め、同記載上の注意中３を４とし、２の次に次のように加える。

3　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに規定する体制

別紙様式第九号の一中10を12とし、９を11とし、８の次に次のように加える。

9　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

銀行（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該銀行及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における当該銀行のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該銀行の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

銀行とその親会社等との間の取引（当該銀行と第三者との間の取引で当該銀行とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であつて、当該銀行の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。